3月定例教育委員会会議録	
公開案件	
開催日時	平成28年3月16日(水) 午後2時から
開催場所	教育センター 8階 多目的講座室
	委 杉江委員長、金春委員、都築委員、畑中委員、中室教育長 員 【計5人出席】
	事 務 土田補佐、川上係長、増田 局
出 席 者	【教育委員会】 北谷教育委員会事務局理事、西崎教育総務部長、梅田学校教育部長、石原教育委員会事務局参事、木綿教育総務部次長、堀教育センター次長、錦教育政策課長、中山教育総務課長、池本教職員課長、濱口理生涯学習課長、立石文化財課長、森下埋蔵文化財調査センター所長、松田図書館政策課長、吉村一条高等学校事務長、亀井学校教育課長、山本保健給食課長、鈴木地域教育課長、廣岡教育支援課長、八木教育相談課長 【市長部局】 乾子ども未来部長、岡崎こども園推進課長、増田人事課長
開催形態	公開 (傍聴人 なし)
議題	1 教育長報告 (1) 平成27年度3月補正予算要求内示額について 非公開 (2) 第68回優良公民館表彰の受賞について (3) 奈良市指定文化財の指定解除について (4) 平成28年度奈良市立一条高等学校入学者特色選抜学力検査問題 における出題ミスについて 2 議事 議案第87号 平成28年4月市費支弁教職員の人事について 非公開 議案第88号 平成28年4月県費負担教員の人事について 非公開 議案第89号 奈良市指定文化財の指定について 議案第90号 奈良市図書館ボランティア事業実施要綱の制定について で

議案第92号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一 部改正について

議案第93号 奈良市バンビーホーム児童育成料減免取扱要領の制定 について

議案第94号 奈良市立鼓阪北幼稚園の休園について

3 その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について

1 教育長報告

- (1) 平成27年度3月補正予算要求内示額については、了承した。
- (2) 第68回優良公民館表彰の受賞については、了承した。
- (3) 奈良市指定文化財の指定解除については、了承した。
- (4)平成28年度奈良市立一条高等学校入学者特色選抜学力検査問題における出題ミスについては、了承した。

2 議事

議案第87号 平成28年4月市費支弁教職員の人事については、原案 どおり可決した。

議案第88号 平成28年4月県費負担教員の人事については、原案ど おり可決した。

議案第89号 奈良市指定文化財の指定については、原案どおり可決した。

決定取り纏 め事項

議案第90号 奈良市図書館ボランティア事業実施要綱の制定については、原案どおり可決した。

議案第91号 奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり可決した。

議案第92号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一 部改正については、原案どおり可決した。

議案第93号 奈良市バンビーホーム児童育成料減免取扱要領の制定 については、原案どおり可決した。

議案第94号 奈良市立鼓阪北幼稚園の休園については、原案どおり可決した。

3 その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業については、了承した。

担 当 課 教育委員会 教育総務課

議事の内容

委員長 ただいまから、定例教育委員会を始めます。

開会の前に資料の確認を事務局でお願いします。

事 務 局

先日お配りしました資料に加えまして、今、机の上に置かせていただいております別表ですが、こちらが議案第92号の追加資料となります。また、ただ今より、教育長報告(4)の資料を配布いたしますので、よろしくお願いいたします。

委 員 長

本日の教育委員会は、全員が出席しておりますので、委員会は成立いたします。

ただ今から、3月定例教育委員会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、金春委員、都築委員のお2人です。

本日は、傍聴希望者はございませんので、早速案件に入ります。

本日の案件は、教育長報告4件、議事が8件、その他1件、合計13件です。

なお、本日の案件のうち、教育長報告(1)及び議案第91号は「議会の議決を経るべき案件」であるため、また議案第87号及び第88号は、「人事に関する案件」でありますので、いずれも非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。

教育委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。

よって、教育長報告(1)及び議案第87号、第88号、第91号は、 非公開と決定をいたします。

なお、議案87号及び88号は、人事案件でございますので、最後に関係課のみで審議するということにいたします。

それでは、公開の案件から入ります。

まず、教育長報告(2)「第68回優良公民館表彰の受賞について」、生涯学習課長、説明願います。

生涯学習課長

第68回優良公民館表彰の受賞につきましては、1ページの、市教育委員会より推薦しておりました、月ヶ瀬公民館が優良公民館表彰館として受賞が決定し、去る3月3日に文部科学大臣より優良公民館表彰を受賞したところでございます。

この表彰は、全国で77館が表彰されており、奈良県内では唯一、月ヶ瀬公民館が受賞しております。

月ヶ瀬公民館のある月ヶ瀬地域では、若者が地域を出て、少しずつ人口減少が続き、少子高齢化が進み、人口の約40%が高齢者となっており

ます。一方で、名勝月ヶ瀬梅林があり、観光産業にも力を入れ、梅林の歴史とともに梅加工の歴史も古く、梅製品の生産にも力を入れておられます。このような現状の中で、公民館では地域資源を活用し、住民の力で地域の活性化を図り、住民が元気で生きがいを持って生活することが大切であると考え、地域を巻き込んだ「プチ田舎暮らし・月ヶ瀬」という事業に取り組んできたところです。この講座においては、地元の方が講師となって地元の農作物等ヒトザイを取り上げ、梅のお世話と煎茶道、我が家の漬物づくりですね。キムチづくりと郷土鍋、シイタケの菌植え、農家の暮らし体験というような講座を行っております。

現在、アクティブシニア農業体験事業として農林課より委託を受けて事業実施しているところです。この事業により、田舎暮らし体験を通して田舎のよさを知ってもらい、講師を務めた地元住民と講座参加者との交流が生まれ、そこから月ヶ瀬の魅力発信につながり、月ヶ瀬を訪れる人も増加し、地域の活性化につながっている。このことが評価されて受賞となっております。

委 員 長

この件に関しまして、ご質問、あるいはご意見、ありましたらよろしく お願いいたします。

月ヶ瀬公民館が評価の対象になりましたということの説明については、 今も課長から説明があったとおりでありますし、また資料の3ページに も載せてあります。

特にございませんか。

それでは、ご意見ないようですので、教育長報告(2)「第68回優良 公民館表彰の受賞について」は、了承いたします。

続きまして、教育長報告(3)「奈良市指定文化財の指定解除について」、 文化財課長、説明願います。

文化財課長

奈良市指定文化財の指定を解除する物件は、平成21年3月3日付で市 指定とさせていただきました絵画、絹本著色鹿島立神影図、附、旧軸木 1本、数量は1幅となっています。所有者は、春日大社でございます。 製作年代が南北朝時代と推定されているものでございます。

この物件につきましては、平成28年2月5日付で奈良県文化財保護条例第4条第1項の規定により、県指定文化財に指定されたところでございます。このため、資料3ページ目にございますように、奈良市文化財保護条例第4条の中で「教育委員会は、法及び奈良県文化財保護条例により指定を受けた文化財以外の文化財で重要と認めるものを指定文化財に指定することができる」とされておりますので、この段階で奈良市指定文化財の指定要件を喪失したため、指定の解除をするものでございます。

委 員 長

この件につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらよろしくお願いいたします。

ただいま、文化財課長から説明がありましたように、また資料の3ページにありますように、奈良市の指定文化財が県の有形指定文化財に指定されますと県の方に、また、さらにその上位には国の重要文化財があって、順序があり、重複指定にはならないということのようであります。この春日大社の物件は、県に指定されて、最終的にはさらに国の重要文化財になるかもしれないというようなレベルのものでしょうか、その辺の評価をお願いしたいと思います。

文化財課長

市指定の文化財に指定された段階で、既に本来であると重要文化財級の価値があるものというような、委員からのご判断いただいておりますので、この後、奈良県の指定文化財から、恐らく重要文化財へ上がっていくものというふうに考えております。

委 員 長

そうですか。

ほかに、何かございませんか。

それでは、教育長報告(3)「奈良市指定文化財の指定解除について」 は、了承いたします。

続きまして、教育長報告(4)「平成28年度奈良市立一条高等学校入 学者特色選抜学力検査問題における出題ミスについて」、学校教育課長、 説明願います。

学校教育課長

資料の3枚目、資料2をご覧ください。

一条高等学校数理科学科におきましては、奈良県教育委員会作成の学力 検査数学、理科、英語と一条高等学校が独自に作成をしております学校 独自問題理科によって、特色選抜学力検査を実施しているところでござ います。

続きまして、2枚目をご覧ください。

今回の特色選抜における出題ミスの箇所でございますが、当該の問題として示しております大問3の小問3、この四角枠の一番下のところに問3とございます。ここにミスがございました。

ミスの内容についてでございますが、この問題は、電力と発生した熱量を問うものとして出題をされましたが、解答を導き出すために必要な条件、具体的に申しますと、水の質量、電熱線Yの特性が説明文やグラフに示されておりませんでした。このミスの発見につきましては、学力検査の翌日、2月23日に、採点中の一条高等学校の教員が気づきまして、一条高等学校長から奈良市教育委員会に連絡がございました。その後、奈良市教育委員会、一条高等学校、県教育委員会で当該問題について検討を行い、当該問題が問題として成立しないと判断をいたしました。

ミスの原因でございますが、入学者選抜学力検査問題作成委員会におきまして、理科の担当教諭3名が作問を行い、問題の原案を作成後、作問者並びに市教育委員会指導主事を含む問題作成委員により点検を行いましたが、検証が不十分であり、出題ミスの発見に至りませんでした。ミスのあった問題に関しましては、解答の内容を問わずに全受験者が正答したものとして採点し、合否判定を行いました。

出題のミスにつきましては、入試の信頼性を損なう非常に大きな問題と して真摯に受けとめ、今後、このような出題ミスが起こらないよう、チェック体制を強化するなど、再発防止に努めてまいります。

具体的な体制づくりにつきましては、今後教育委員会研究協議会等でご 意見をいただきながら行ってまいりたいと考えております。

委 員 長

この問題といいますか、この事件が起こりました直後に、報告していただいていると思いますが、その経過及びどのように防止策を考えるのかというところも含めて、今日、ご説明をいただいたというように思います。まだこれからどうするのだということが残っておりますので、そのことも含めて、今、課長からは今後の研究協議会並びに教育委員会でもご意見をいただきながらという話がありましたので、今、お気づきのことがあればおっしゃっていただければと思います。

今の原因のところ、作問者が云々というのがありますが、その文章の中で、作問者が3人でつくったということで、理科の先生ですよね。

学校教育課長

はい。

委 員 長

それぞれ、理科の先生は、全てのその理科の問題を3人で目を通したということと考えてよろしいですか。それがいずれも通過してしまっているという意味なのでしょうか。

もう一つ、作問者並びに複数の委員により点検を行ったとあり、その中には教育委員会の指導主事も入っていたというお話しですが、その場合に、その作問者以外の理科の教員も入っていたのかどうか。ちょっとその点、教えていただけますか。

学校教育課長

作問者3名、この理科の3名と申しますのは、理科には生物、物理、化学というジャンルがございますので、各分野の教諭が1名ずつ作問者となっております。

今ご指摘をいただきましたこれ以外の理科の教員については、目を通す機会がございませんでした。ですので、今後のチェック体制構築という部分におきましては、その3名の理科の教員以外にもう1名ずつ生物、物理、化学の教員をつけるような形を、現在のところ考えております。

金春委員

採点中に一条高等学校教員が気づきということですが、この気づいた教員というのは、この作問者、あるいは理科の教員、あるいは全く関係のないただ単なる採点していた人ですか。

学校教育課長

理科の教員でございます。

金春委員

それは作問者じゃなくて。

学校教育課長

作問者でございます。

金春委員

普通、採点中って、大体は採点に専念なさるので、その問題が導き出せる、出せないということまで考えることはないと思うのですが、何か違和感があったのでしょうか。

学校教育課長

それは、何か答案を見られていて、これはどういうところから導き出した答えなのだろうというとこら辺に着眼した場合に、質量が書いていないとか、それからYのグラフがないというふうに先生は考えられたのかもしれません。

金春委員

それは理論的におかしいですね。要は、出題者は条件があるものとして 出題しているわけでしょう。それを受験生は、ないけれどもあるものと、 正答者も想定してやっているわけでしょう。だから、それが普通の基準 の答えであって、それで違和感を覚えるというのは、何か矛盾を感じる のですが。

今のご説明では、生徒が架空の想定のもとで解いたというふうなこと。でも、出題者は、本来書いてないことは書いているつもりで、つまり問題に不備はないことを前提として出しているわけですから、その理論、今お答えになられた理論はおかしいと思いますよ。

余りにもその正答率が低過ぎる、あるいはとんちんかんな説明が多過ぎるということや、あるいは、生徒の中で、受験者の中で条件が足らないので解答不能というふうに書いている生徒がいたのかというようなことも考えられます。

学校教育課長

今、金春委員からご指摘いただきましたように、採点をしているときの 違和感——違和感といいますのは、今幾つかその例を挙げていただきま したけれども、その中での、もう少し解答率は高いはずだけれども、そ の解答の状況がよくないという、そのことから気がついたというふうな ことでございます。

金春委員

なるほど。わかりました。

委 員 それは、見つけた人は、作問者が見つけた。 長

学校教育課長 はい。

自分で。だから、その問題をつくるときには、そういう条件は全部与え 委 員 長 ているものだと思い込んでいたのでしょうね。

学校教育課長 はい。

委 員 やはり問題をつくる人、物理が1人だけしか入っていないということ自 長 体がまずいです。物理なら物理、化学なら化学、全部複数の人が、最初 の問題づくりからかかわり合ってないといけないだろうと思います。

金春委員 ちなみに、今、一条高校で理科担当の先生は何人いらっしゃるのでしょ うか。

9名でございます。 教職員課長

> 今、一番課題になってまいりますのは、今後の作問に当たっての体制に なると思います。ご指摘をいただきましたように、作問委員を余りにふ やし過ぎるということも、その問題が外に漏れないかという心配も合わ せて出てくるということもございます。

> 1つには、校内での作成委員の作成というところのチェック体制をいか に複層的に持たせるかというところにあると思っております。現在で も、互いにその作成した問題をチェックし合い、かつまたそこに国語の 担当も合わせる。そしてまた、全ての教科を総合という担当も作問委員 の中にはおりまして、全体をしっかりと押しなべて見るという担当もつ くっておったんですけれども、その中での複層的な見方というものが、 よりしっかりと絡んでいかないといけないのだろうなということで、校 内での体制づくりを、改めてしっかりと今作るように指示をして、その 状況ももう一度確認をしながら、と考えています。

> 1つは、校内で、その作成に関わってのあり方を、もう一度しっかり見 ていこうと思っております。

> 合わせまして、市教委での体制につきましては、市教委の中で指導主事 も実際のその作成委員会の委員に入るような体制を、今、作ってはいる のですが、総合というところの担当で、全体を押しなべて見るという目 線から入っておりましたので、具体的な、いわゆる独自問題にかかわっ ての教科の担当指導主事が、今回の場合は入っておりませんでした。で すので、委員の中に、その教科の担当を入れて、その目線をつくるとい うことを改めてもう一度作り直していきたいとも思っております。

> > 8

学校教育部長

合わせて、県の教育委員会には、その問題を一旦見てもらうという体制 もつくっておりますが、その指導のあり方ということについても、県の 教育委員会とも、今、相談をしているところでございます。

この3つの観点から、整え直したものにつきまして、また今後研究協議会等々でもお示しをさせていただきながら、そこでの意見をいただいて、もう一度しっかりと間違いない体制づくりをしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

委 員 長

はい、わかりました。

金春委員

もう一つ疑問なのですが、3問で理科80点ということは、どこかの分野に偏りがあるのかというのが1つ。

もう一つは、独自でつくられる問題は、余分の問題をお持ちなのでしょうか。県の理科の問題と重複ないしは関連問題みたいな形になってしまうと意味がなくなりますので、それが出ているというのがわかった段階で、すぐに差し替えられるような体制になっているのでしょうか。

学校教育課長

まず、1つ目のご質問でございますが、今回は、大問が1から3でございました。中身は、物理の問題、生物の問題、そして化学の問題、この3つのジャンルで合計80点という内容でございます。3つに分けますので、均等には配分できませんが、大体この80点を3等分したような形の配点になっております。

それから、県と問題がかぶらないかということですが、この辺につきましては、作問者のほうで過去問を、まずしっかりとチェックいたしております。そして、県にも市独自の問題に目を通していただく機会が何回かございますので、そのときに、県からご指摘をいただいて変更する。実際、今年も、若干似たようなところもあるというようなことで、変更させていただいております。

委 員 長

一条高校では、6年前にも入試ミスがあったのですが、これも理科でしたから、県教委でも、一条高校の理科に対する信頼度が落ちているのではないかと思います。その時点から県教委の介入度合いも少し高まっていますけれども、市教委としても、唯一の高等学校だから学校に任せるという姿勢がかなり強かったのが、どこかでミスがあらわれてくる一つの原因かもしれません。先ほど部長がおっしゃったように、指導主事、むしろ専門の人を入れるというようなことも一つの方法として、市教委の関与度というものを高めるべきではないかと、私は思います。

なお、先ほどおっしゃったように、これからどのようにしていくかということについては、研究協議会等でも報告していただくということですので、またそのときにぜひお願いしたい思います。

教 育 長

このチェック体制づくりとか、今後どうミスが起こらないような体制づくりするのかということについては、私の仕事なりますので、6年前にも理科で入試ミスがあり、今回も理科ということについては、単なる体制づくりだけの問題なのかどうかを、しっかり洗いざらい見てみないと、簡単な問題ではないように思っております。

同じことを繰り返している体制が学校にもあるのか、教育委員会の側に もあるのか。体制を強化すると言っても、事実、前回のときにも強化し ているわけなのですから。

だから、今回どうそれが機能したのかというところを、もう一度しっかりと点検をさせていただいて、何が出来ていないのかということを見て、改めてご報告させていただきたいと思います。

委 員 長

よろしいでしょうか。

それでは、教育長報告(4)「平成28年度奈良市立一条高等学校入学者特色選抜学力検査問題における出題ミスについて」は、了承いたします。

次に、公開の議事に入らせていただきます。

議案第89号、「奈良市指定文化財の指定について」、文化財課長、説明 願います。

文化財課長

お手元には、1から17ページまでの資料をつけさせていただいております。指定物件につきましては、2ページ目をご覧いただきましたら表になっております。指定候補一覧ということで、先の定例教育委員会にこの諮問についてお諮りさせていただきました。このことについて、平成28年2月22日付、文化財保護審議会会長名で答申があったものでございます。

案件は2件ありまして、一点は、絹本著色十六羅漢像、2幅、十輪院所 有で、所在も同じく十輪院、時代は鎌倉時代です。

もう1点は彫刻ですが、木造十一面観音立像、附で、結縁交名一括ということで、仏像1軀。所有者は観音寺、奈良市六条1丁目、時代は南北朝時代と推定されています。

指定候補2品目等につきましては、後ろに詳細な資料をつけさせていただいておりますが、参考資料を13ページから16ページまで纏めさせていただいております。まずはこちらをご覧いただければと思います。指定候補のNo.1、絹本著色十六羅漢像でございます。本来、十六羅漢像といいますのは、一人一人の羅漢を1幅ずつの絵画に描くというような形であらわされるものでございますが、鎌倉時代ぐらいから、このように集合と申しますか、集めた形での絵画というのもがつくられるようになっております。この十輪院のものにつきましては、この羅漢の姿形などから、中国からもたらされた羅漢図の影響が非常にうかがえるもので

はありますが、描き方に和様化の進んだ表現がうかがうことができます。この絵画に見られますような特徴は、鎌倉時代の南都の伝統的な仏画の傾向に非常に沿うものというふうに考えられており、鎌倉時代末ごろの特徴を示す水墨表現等からあわせまして、鎌倉時代末ごろの南都の絵仏師による作というふうに考えられているものです。

奈良市内には、このような十六羅漢像は、14ページに一覧がございますが、奈良市内に伝来した中世の十六羅漢像ということになっております。重文の指定になっております唐招提寺のもの、そして先に市指定になっております東大寺の釈迦三尊十六羅漢像、そして本件。以下に続くものが、奈良市では中世のものとして認識されておりますが、その中でも、上に挙げております東大寺にございます絹本著色釈迦三尊十六羅漢像と本図は、構図といいますか、出てきます羅漢の姿、それが非常に似通ったものでございまして、ほぼ同時期と想定することもできますし、特長のあるサイズをそのまま引用しているということからも、現在、奈良市内に伝来している中世の十六羅漢像の中でも、比較的古いものと考えられ、十六羅漢像の作としては貴重であるということから、指定にふさわしいとの答申をいただいております。

続きまして、指定候補No.2、木造十一面観音立像でございます。桜井市 長谷寺にございます十一面観音立像の形式にならって右手に錫杖を持 つ姿にあらわされているものでございます。

像内から結縁交名という紙片が出ております。これにつきましては、造物のために費用を寄進された人たちの名前を表されたもので、資料を戻っていただき、10ページ、11ページをご覧いただきますと、体内から出てまいりました結縁交名の断片になっておりますが、このような形のものが像内におさめられていたものでございます。

この結縁交名の中に、建武元何とかと書かれた一片が出ておりますことから、建武元年ごろにつくられたものと想定されるものです。

当時、慶派の流れをくむ、南都仏師の非常に特徴的な技法を用いております仏師康成というものがおり、その作風と特徴から仏師康成の作であると想定されるものでございます。

16ページをご覧いただきますと、康成作と明らかになっております金 峯山寺の木造薬師如来座像や、大阪府指定文化財になっております千手 寺の木造千手観音立像と非常に作風が似通っていることからも康成作 と判断できるもので、制作時期と作者が推定できる南北朝時期の基準作 ということで、非常に意義のあるものという見解をいただいておりま す。彫刻史上、非常に注目すべきものであるため、奈良市の指定文化財 にふさわしいものという答申をいただいているものでございます。

以上のことから、その2件につきまして、奈良市指定文化財に指定したいと考えております。よろしくお願いいたします。

委 員 長

これは、文化財保護審議会にかけて、答申があったものでございます。 先ほど、県の文化財に昇格したというものがありましたが、これは将来 そういった価値のありそうなものなのでしょうか。文化財保護審議会の ご見解はいかがでしょうか。参考までに聞かせてください。

文化財課長

絹本著色十六羅漢像につきましては、類例がその東大寺というものもございますし、まだもう少し類例を探してみないことにはというご意見もございました。ですので、恐らくこのほかの類例が、もう少し明らかになった段階で、これの状態はどうなのかという判断があるのかなというように考えております。

一方、十一面観音立像につきましては、制作年代、この結縁交名によって明らかになるということもございますので、これにつきましては、将来的に県の指定文化財ということも想定されるものというご判断もいただいているところでございます。

委 員 長

ご意見、ご質問等ございませんか。

それでは、議案第89号「奈良市指定文化財の指定について」、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

教育委員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。

よって議案第89号は、原案どおり可決することに決定いたしました。 続きまして、議案第90号「奈良市図書館ボランティア事業実施要綱の 制定について」、図書館政策課長、説明願います。

図書館政策課長

資料の1ページ目、改廃調書をご覧ください。

3番目の制定の理由につきまして、図書館におきましては、以前より子どもたちに本を読む楽しさを伝えたり、本に親しむきっかけづくりとなる取組としまして、乳幼児や小学生向けの定期的なお話し会をボランティアの協力のもとに開催してきております。今後は図書の修理や返却された本を棚に戻す作業などをしていただくことで、図書館をより知っていただくとともに、参加していただいた方同士の交流が図れる場として、図書館を利用していただくために、ボランティア事業の実施について必要な事項を定めようとするものでございます。

制定の概要につきましては、ボランティア活動の内容や登録手続など、 第1条から第11条までボランティア事業の実施について必要な事項 を明らかにさせていただいております。

委 員 長

図書館ボランティアの人数は特に定めていないのですか。

図書館政策課長

特にボランティア事業に人数というのは定めておりません。ただ、昨年7月に奈良市ボランティアインフォメーションセンターと連携しまして、本の修理実習ということで市立図書館の3階におきまして、ボランティアの受け入れを実施したところですが、そのときには、ボランティアの方37名を受け入れさせていただきました。その方たちに希望をとりますと、37名中30名の方から、このボランティア事業が制定されれば、登録して協力したいという希望をいただいており、他所の図書館を見てみましても、今後も増加していくだろうと見込まれます。

委 員 長

それは、例えば、本の修理というのは素人ができるものでもないのでしょう。したがって、そういう研修を受けて受け入れた37名の中で30名が登録したいという希望を持っているということですね。

図書館政策課長

そうです。

この実習で受け入れさせてもらったボランティアの方たちにつきましては、図書館とボランティアインフォメーションセンター、あるいは学校図書館支援センターに従事している者が、このボランティアインフォメーションセンターの本の修理の講習ということで、実際に図書館でどういうような部分があるのかという実習を受けていただいており、より積み重ねていこうという希望をいただいております。

委 員 長

それは、奈良市立の3つの図書館だけじゃなくて、例えば公立の学校の 図書館についても適用できるのですか。

図書館政策課長

ゆくゆくは、協力をしていただいて、学校図書館の図書の修理とか配架 についても協力をいただこうと考えております。そのためにも、図書館 で実習を積んでいただいて、また市域各校へ出ていただくということを 考えております。

教育支援課長

学校図書館の所管は教育支援課でさせていただいておりますが、先ほど 図書館政策課長が申しましたように、うちにおりますスタッフも、学校 図書館に行かせていただき、地域のボランティアの方で、学校図書室を 美しく、それから本の修理等をしていただいている方に対しまして、そ のような本の修理等の募集等も行うことにつきましても、図書館政策課 と連携しながら取り組んでいるところでございます。

都築委員

実際、鳥見小学校にも図書ボランティアという人がいて、ブッカーかけですとか、本の修理だとかしておりまして、学校のほうに一度その専門

の方がブッカーのかけ方の講習に来てくださったのですが、それは今お 話しのあった教育支援課から来ていただいていたのですか。

教育支援課長

はい、そうでございます。

都築委員

ということは、結構図書室の管理を地域の人に任せている中学校なども多いのですが、そのあたり、地域教育課とも連携していただいて、その図書館のボランティアとうまく連動して、地域差なく満遍なく色々な学校で、学校の図書室でそういうものがうまく機能されるようになれば良いと思いますので、その点もお考えいただきたいと思います。

それともう1点ですが、今、図書館のほうで読み聞かせは昔からなさっていると思うのですが、今回のボランティアの活動内容の中には、それは入っているのでしょうか。

図書館政策課長

要綱の第3条第1号、図書館サービス業務の中に入っております。業務 内容について細かく書き出すと量が多くなりますので、図書館サービス 業務、管理業務ということで分けさせていただいております。

都築委員

そうしますと、この登録申請書の中でいいますと、1番になるのですか。

図書館政策課長

その他のところで、括弧書きで書いていただくという形にしていただこ うと思っております。

都築委員

そうしますと、今、実際ボランティアで読み聞かせをなさっている方というのは、例えばそういう連絡会、文庫の連絡会でしょうか、お話し連絡会ですとか、どういう形でなさっているのか。その方々も、やはりボランティア登録を今後はしてもらうということになるのでしょうか。

図書館政策課長

今後は、こういうボランティアに登録をしていただいて、団体としても 登録をいただければありがたいと思っております。

都築委員

団体としての登録、あるいは自分でも読み聞かせをしたい場合、個人と しても登録できるということでしょうか。

図書館政策課長

はい。中央図書館では、この読み聞かせのボランティアに対しましても、講習を毎年させていただいているところです。今までは、その方々の活動していただける場というのが少なかったのですが、そういう方々についても登録をしていただいて、希望されれば、そういう団体に入っていただければ、団体では学校にも活動を広げていただいておりますので、そういう紹介もできたらと考えております。

都築委員

なるべく色々な方を巻き込んで、図書館がそういう交流と生涯学習の場になれば良いと思います。あるいは高校生とか中学生、そういう子どもたちにも、さらに小さい子への読み聞かせとか、そのようなことも考えていただけたらありがたく思います。

委 員 長

ほかにございませんか。

金春委員

登録するには、資格が必要でしょうか。

図書館政策課長

資格については、考えておりません。ただ、ボランティアへ登録していただいて、図書館で行う研修は受けていただき、ボランティアとして活動をしていただくということを考えております。

委 員 長

ほかにございませんか。

それでは、議案第90号「奈良市図書館ボランティア事業実施要綱の制 定について」、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

教育委員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。

よって、議案第90号は、原案どおり可決することに決定いたしました。 続きまして、議案第92号「奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施 行規則の一部改正について」、地域教育課長、説明願います。

地域教育課長

バンビーホームの使用料として保護者の皆様にご負担いただいております児童育成料につきましては、生活保護受給世帯、市民税非課税世帯は無料とする減免制度がございます。市民税非課税世帯につきましては、同じひとり親世帯であっても、婚姻の有無によって税法上の扱いが異なり、婚姻歴のあるひとり親であれば、市民税が非課税であるのに、未婚のひとり親は課税となってしまうという状況がございます。

資料8ページをご覧ください。

奈良市として、このような婚姻歴の有無による負担額の差異を解消するため、この度、「奈良市寡婦(夫)控除みなし適用事業に係るサービス案内に関する要領」が定められることとなりました。これは、子ども未来部子育て相談課が中心となって制定されたものでございますが、その資料の中に、適用される事業の一覧が規定されており、放課後児童健全育成事業も定められております。

規則の改正内容でございますが、資料2ページをご覧ください。規則第 6条第1項第2号、アンダーラインの箇所に「(寡婦(夫) 控除をみな し適用する世帯を含む。)」という文言を追加することにより、市民税非 課税の世帯に寡婦(夫)控除の婚姻をされていないひとり親の世帯を追 加しようとするものでございます。

なお、婚姻歴のないひとり親世帯の寡婦(夫)控除のみなし適用につきましては、全庁的な取組でございますので、市民だよりへの掲載や利用者への案内文書など、子ども未来部の子育て相談課が中心となって、現在周知しているところでございます。

委 員 長

何か、ご質問はございませんか。

子ども未来部長

補足説明させていただきます。今ご提案がありましたこのみなし寡婦 (夫)、いわゆる税法上の問題の中で、摘出子、自分の実子として戸籍 に入って子どもを育てていく場合と、婚姻をされないままで子どもを育 てていく場合で、税法上控除を受けられる場合と受けられない場合があります。これは、税法上の話になるのですが、同じ子どもを、ひとり親家庭が育てているのに、税金にそういう差が出てしまっているというのが、やはり不公平ではないかという話が全国的にも上がってきております。本来は、やはり税法上できちっと整理なければいけないという部分はありますが、なかなかその辺がまだ動いてないものですから、地域によっては、このような特別な扱いを、それぞれの市町村において制度化して、進めているところがあります。

奈良市におきましても、市の色々なサービスを受けていただく上で、統一的な方法で対応していきたいということで、全庁的にワーキングをつくって進め、方向性を決めさせていただく中で、バンビーホームの利用料につきましても、その項目として上げていこうということで、今回提案させていただいたところです。

委 員 長

ほかに、ご質問等ございませんか。

それでは、議案第92号「奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について」、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

教育委員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。

よって、議案第92号は、原案どおり可決することに決定いたしました。 続きまして、議案第93号「奈良市バンビーホーム児童育成料減免取扱 要領の制定について」、地域教育課長、説明願います。

地域教育課長

引き続き、バンビーホームの児童育成料に関しまして、先ほど議案第9

2号でご審議いただきました規則に関わる減免制度についてでございます。先ほどの92号に添付しております資料5ページ、第6条第1項第3号をご覧ください。「児童の保護者が災害その他の特別な事情により児童育成料の納付が困難であると教育委員会が認めた場合の児童育成料の減免率は、教育委員会が定める率」となっているところでございます。現行では、平成15年度に市長決裁を受けて定めました児童育成料取扱基準によって取り扱いをしているところでございますが、この取り扱い基準には、減免期間等の詳細は定められておらず、必要な項目が定められていないという状況がございました。このたび、市民の皆様にもわかりやすく、利用しやすい制度とするため、必要な項目を改めて追加し、児童育成料減免取扱要領として定めるものでございます。

委 員 長

この取扱要領の案では、どこが一番大事なのですか。

地域教育課長

別表のほうが分かり易いと思いますが、別表中で、生活保護受給世帯、市民税非課税世帯は、はっきりしているのですが、その他の要件として何を定めるかというところでございます。災害を受け、生活が困難になった者または病気の方、それからやむを得ない事情により急に職を失われた方となっているのを、その他、特に困窮されている方という要件に改め、この項目を取扱要領に定めるということと、減免の期間、減免の率等の規定につきまして、ご審議をいただきたいと思います。

委 員 長

ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

特に、無いようでしたら、裁決させていただきます。

それでは、議案第93号「奈良市バンビーホーム児童育成料減免取扱要領の制定について」、本案を原案どおり可決することに決しまして、ご 異議ございませんか。

教育委員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。

よって、議案第93号は、原案どおり可決することに決定いたしました。 続きまして、議案第94号「奈良市立鼓阪北幼稚園の休園について」、 子ども未来部長、ご説明願います。

子ども未来部長

今回ご提案させていただいている内容は、鼓阪北幼稚園を平成28年4月から1年間休園したいという内容になっております。

資料3ページをご覧ください。鼓阪北幼稚園の現状と現在子ども未来部で進めております幼保再編の関係も合わせて、経緯等、状況をご報告させていただきたいと思います。

鼓阪北幼稚園につきましては、お手元の資料のように、ここ数年、園児 数が少なくなってきておりました。奈良市におきましては、幼稚園と保 育園を再編して、新たにこども園というものに生まれ変わった園をつく っていこうということで進めております。鼓阪北幼稚園につきまして は、若草保育園と再編統合させていただいて、新たなこども園をつくっ ていきたいということで、現在、平成30年4月を目標に準備を進めさ せていただいているところでございます。この再編につきましては、地 域の方々も含め、保護者の方々にもご説明させていただき、その方向で 進めさせていただく了解をいただいているところでございます。その中 で、鼓阪北幼稚園につきましては、平成29年度をもって閉園する予定 で現在進めておりました。しかしながら、平成27年の秋に、28年度 に入園する園児募集をさせていただいたところ、新たに入園する園児は ゼロという状況になりました。現在、年少組によります園児数は2名で ございます。この2名と、新たに入園する子どもたちとで28年度は園 運営をしたいと考えておりましたが、新たな園児が入ってこないという 状況が発生したものですから、この状況の中では適切な幼児教育ができ ないと考えられ、園と地域、保護者、地域の各団体とも相談・協議をさ せていただきました。その結果、現在の年少組の2名につきまして、保 護者とも話し合いをした結果、近隣の園に、年長で転園するという方向 でご了解いただけました。1名は佐保幼稚園に、1名は朱雀幼稚園に2 8年度から転園していただき、新たな園で幼児教育を受けていただく方 向で進めさせていただいております。

このことから、28年度については鼓阪北幼稚園に残る園児がいなくなりますので、今回ご提案させていただいておりますように、28年度1年間休園させていただきたいということでございます。

なお、28年度1年間休園させていただいて、その年度末、29年3月 になりますが、当初の計画よりも1年早く閉園をさせていただければと いう方向で、今、計画を進めさせていただいております。

本当を言えば、もう少し子どもたちが来てくれて、再編させていただいて、新しく生まれ変わります若草こども園に引き継いでいきたいと思っておりましたが、このような状況が生じたものですから、先ほども申しましたように、地域の方々も含めてご相談させていただいて、この方法を取らせていただければということで、今回ご提案させていただいたところでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

委 員 長

補足してご説明いただきたいと思うことが1点あります。平成28年度は休園し、28年度の終わりで閉園とおっしゃいましたが、その前におっしゃったのは、若草保育園と統合してこども園にし、平成30年度開園を目標とするとのことです。そうすると、平成29年度が空いてしまうのですが、それは次の子どもたちが来る予定がないということなので

しょうか。その間、1年はどうされるのですか。

子ども未来部長

お手元にございますように、鼓阪北幼稚園をご利用いただいている方々よりも、どちらかいうと保育所に入っていただいている方、もしくは近隣の私立の幼稚園に行っている方が多いようなお話を聞いております。そこで、鼓阪北幼稚園は、あと1年開けるとしても、本当に適正な人数の中で園運営ができるのかということも疑問ですから、その辺は地域の方にきちんと説明させていただいて、近隣の幼稚園に行っていただくことも含めて、ご案内していきたいと考えておりますので、1年早いのですが、閉園をさせていただくという方向で、考えさせていただいておるところでございます。

畑中委員

今の説明の中で、在園児、5歳児が2名いらっしゃり、この方が佐保幼稚園と朱雀幼稚園に転園されるということですが、この今在園されている方は、校区でいうと鼓阪小学校区にいらっしゃるということですね。

子ども未来部長

はい。

畑中委員

そんなに近いところでもないかなと思うのですが、閉園になるということ、休園になるということで、転園されるということは仕方ないと思うのですが、多分こういったケースの幼稚園が何園かあると思いますので、出来るだけ在園中に園を変わらなくて良いような方法で進めていただけたらと思います。

子ども未来部長

今回、私たちもこのような状況になるとは予想もしてなかったところがありまして、やはり一番大事な子どもたちの部分については、次に転園いただく新しい園に、前もってきちっと引き継ぐという形で、円滑に行けるような体制づくりも含めて進めさせていただいております。事前に受け入れ側も、きちっとその辺対応できるように指示をさせていただいて進めているところでございます。ほかの地域においても、同じようなことが出る可能性もございますので、その辺は、子どものことをキーにしながら進めたいと思っております。

畑中委員

事前に鼓阪北幼稚園、閉園後の園舎の利用については、何か計画はあるのでしょうか。

子ども未来部長

先般、地域の方々と市長が一緒に色々なことを討議する地域ミーティングがあったのですが、その中でも跡地利用のことについてのお問い合わせがありました。現在、まだ、具体的にどういう形で使うという方向性は決まっておりません。そのときも答えたのですが、やはり地域にあっ

た大きな施設ですので、地域の方々も色々な形で利用したいという思いもお持ちというようにお聞きしておりますので、地域の方々と一緒に考えていければというような方向で、お答えさせていただいています。

委 員 長

ほかにございませんか。無いようでしたら、議案第94号「奈良市立鼓 阪北幼稚園の休園について」、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

教育委員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。

よって、議案第94号は、原案どおり可決することに決定いたしました。 続きまして、その他の案件に入ります。

その他(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について、教 育総務課長、説明願います。

教育総務課長

件数につきましては、教育総務課2件、生涯学習課8件、文化財課1件、 学校教育課4件、教育相談課1件、合計16件でございます。

委 員 長

ご意見、ご質問、お願いしたいと思います。

金春委員

1ページの1、ユニセフ・ラブウォーキング。これは、どういった方が 指導というか、解説とか説明をしていただけるのでしょうか。

教育総務課長

共催という形で、ボーイスカウト連盟のほうが参画しておられますの で、そちらの方のご指導というか、ご説明があろうかと思います。

委 員 長

よろしいですか。

それでは、その他(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業については、了承いたします。

それでは、続きまして非公開の案件に入ります。

非 公 開

この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とする。

教育政策課長 教育総務課長 教職員課長 生涯学習課長 教育長報告(1)「平成27年度3月補正予算要求内示額について」、教育政策課長、教育総務課長、教職員課長、生涯学習課長、図書館政策課長、保健給食課長より概要説明。

図書館政策課長 保健給食課長

<異議なし>

本件については、了承した。

地域教育課長

議案第91号「奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について」、地域教育課長より概要説明。

<異議なし>

本件については、原案通り可決した。

委 員 長

続いての2議案は関係部課長のみの審議になります。

案件に入ります前に、次回、4月の定例教育委員会の開催日程につきましては、年度が変わりまして、4月12日火曜日、午前10時からといたします。

それでは、関係部課長以外の方は退席してください。

教職員課長 人事課長 子ども園推進課長 議案第87号「平成28年4月市費支弁教職員の人事について」、教職員課長、人事課長、子ども園推進課長より概要説明。

<異議なし>

本件については、原案通り可決した。

教職員課長

議案第88号「平成28年4月県費負担教員の人事について」、教職員 課長より概要説明。

<異議なし>

本件については、原案通り可決した。

委 員 長

それでは、これをもって本日の定例教育委員会を閉会いたします。